

# 社会地質学会会則

(2008年11月30日, 総会にて決定)

(2015年11月28日, 総会にて決定)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、社会地質学会 (The Japanese Society of Geo-Pollution Science, Medical Geology and Urban Geology) と称する。また、略称は「社会地質学会」(PMUG) とする。

(目的)

第2条 本会は、持続可能な開発に基づく社会の実現のため、現実の社会に生起する自然と人間との関係に由来する諸問題について、大地を中心とした自然の法則を究明し、これを社会に反映させる努力を通じて、解決を進めていくことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 会誌「社会地質学会誌」(The Journal of the Japanese Society of Geo-Pollution Science, Medical Geology and Urban Geology), その他の出版物の刊行。
2. 講演会その他学術に関する集会の開催。
3. 研究の奨励および業績の表彰。
4. 国際的な研究活動あるいは学术交流の推進。
5. その他, 会長が必要と認める事業。

(会則の変更)

第4条 本会会則の変更は総会の決議によって行なう。

## 第2章 会員

(会員種別)

第5条 本会は次項の会員で組織される。なお、会員資格を有する個人を正会員とし、企業、団体会員を法人会員とする。

1. 一般会員：本会の趣旨に賛同し、活動に参画する個人。
2. 学生会員：本会の趣旨に賛同し、活動に参画する個人のうち、大学で教育を受けている学生（大学院生を含む）。ただし、社会人学生（大学院生含む）は除く。
3. 賛助会員：本会の趣旨に賛同し、本会活動を助成する企業、団体など。
4. 購読会員：本会の趣旨に賛同する企業、団体のうち、会誌の購読のみを希望する者。
5. 名誉会員：優れた研究業績、学会運営その他の功績を有する者のうち、本会の趣旨に合致する者。

(会員の権利)

第6条 正会員は次項の権利をもつ。また、法人会員は第1項に定める役務をうけることができる。

1. 会誌などの配布をうける。
2. 会誌に投稿する。
3. 講演会などで研究発表を行なう。

(会員の義務)

第7条 すべての会員は次項の義務を負う。

1. 会則の遵守。
2. 期限内の会費の納入。
3. 会の運営に対する協力。

(入会方法)

第8条 本会の趣旨に賛同し、本会に入会を希望する者（企業、団体を含む）は所定の入会申込書を本会に提出し（ホームページからの申込書送付を含む）、会費を納入するものとする。この際、所属などの確認を行うため、会長は必要に応じ書類等の提出を求めることができる。

(会員資格の確定)

第9条 会員資格は入会申込書と会費の納入の両方が確認され、本会が加入を認めた時点で確定するものとする。なお、名誉会員の選定については別に定める名誉会員選出規定による。

(退会方法)

第10条 退会を希望する会員は会費を完納の上、本会に申し出るものとする。なお、会費の滞納した場合は、幹事会の判断により、会員資格を失うことがある。

### 第3章 会 計

(経費)

第11条 本会の経費には会費および寄付金などをあてる。

(会費)

第12条 会費の年額は下記とする。

1. 一般会員：6,000円。
2. 学生会員：4,000円。
3. 賛助会員：一口 20,000円、一口以上。
4. 購読会員：10,000円。

(会計期間)

第13条 本会の会計年度は毎年7月1日に始まり、6月30日に終わる。

(監査)

第14条 本会の会計は、毎年総会の前に監査を受けるものとする。

## 第4章 総会

(総会)

第15条 総会は正会員をもって構成する。総会は本会運営の基本方針・会費・事業・予算・収支決算などに関する事項を決議する。総会は年1回会長が招集し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会の定足数は正会員の10分の1以上とする。ただし、委任状によって総会の出席にかえることができる。

## 第5章 役員

(役員)

第16条 本会の役員は、会長1名、副会長1名、評議員若干名、会計監査2名をおく。役員  
の任期は3年とし、再任および重任を妨げない。

(顧問)

第17条 会長は本会の運営にあたり、顧問をおき、助言を得ることが出来る。

(会長 副会長、評議員の選出)

第18条 会長、副会長、評議員は正会員の中から互選される。会計監査は正会員の中から  
評議員会において選出され、幹事は会長の推薦と評議員会による正会員からの選  
出による。会長推薦幹事については、評議員会の承認を必要とする。なお、役員  
の選出は別に定める役員選挙規定により行なう。

(役員事務)

第19条 会長は本会を代表して会務を総括し、評議員会を招集して議長を務める。副会長  
は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。評議員は評議員会  
を構成し、本会の基本方針の策定・運営などに必要な事項を審議する。会計監査  
員は会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(評議員会)

第20条 評議員会は会長・副会長・評議員で構成し、本会の趣旨に従いこれを運営する。  
評議員会の定足数は構成員の3分の1以上とする。ただし、評議員は委任状によ  
って出席にかえることができる。

(幹事事務)

第21条 幹事は、庶務、会計、編集、行事などに関する会務を執行する。

(幹事会)

第22条 幹事は幹事会を構成する。幹事会は幹事長1名を互選する。幹事会は会務を執行  
するために庶務・会計・編集・行事などに関する委員会を置くことができる。各  
委員会の委員は幹事会が正会員の中から選出し、会長が委嘱する。

**附 則**

第1条 この会則は2009年1月1日から施行する。

**附 則** (2015年11月28日, 会則改正)

第1条 この会則は2016年1月1日から施行する。